平成２９年（フ）第３１１号
東京都町田市小山ヶ丘２丁目２番地５
破産者　株式会社多摩スプリング
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２４４号
東京都立川市柴崎町４丁目11番26号柴崎町４丁目第２アパート206号
破産者　新家三枝子
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３２６号
岐阜県羽島郡笠松町田代615番地の４
破産者　有限会社丸彦止水
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１３０号
兵庫県明石市魚住町長坂寺991番地の１
破産者　株式会社オランジュハウス
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１６３４号
札幌市手稲区前田２条９丁目４番24号
破産者　今　　英樹
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１９号
盛岡市本町通３丁目13番４号　メゾンムサシＢ－202号、旧住所盛岡市中ノ橋通２丁目３番16―401号
破産者　鈴木　秀樹
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２５号
宮城県登米市豊里町加々巻69番地２
破産者　川原　丈弘（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２９年（フ）第２２号
福島県南相馬市原町区大町３丁目23番地
破産者　山田　祐司
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２９年（フ）第３３号
茨城県日立市南高野町３丁目８番19号
破産者　菅原　一也
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１２８号
茨城県日立市田尻町３丁目31番７号
破産者　宮本奈央美
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１４６９号
埼玉県蓮田市大字黒浜4804番地２
破産者　髙橋　孝平
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２４６８号
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田住宅15棟204号
破産者　遠藤　孝広
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５９９号
静岡市清水区川原町６番５号、住民票上の住所静岡県藤枝市清里１丁目32番地の４
破産者　徳差　和則
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２１３号
大阪府豊中市南桜塚４丁目６番６号
破産者　南野　光一
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６０５号
大阪市城東区森之宮２丁目６番655号、前住所奈良県北葛城郡上牧町滝川台１丁目22番13号
破産者　松井　　稔
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９３７号
大阪府高槻市野田２丁目27番10号
破産者　小椋塗装こと　小椋　英雄
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０８１号
大阪府東大阪市鴻池町２丁目２番16号サンコーポ西村Ａ－３
破産者　中矢　記美（旧姓松山）
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２９８号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目14番13―509号
破産者　山岡　正子
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７１５号
大阪市東住吉区公園南矢田４－16―12メモリアルタウンＡ棟102号、住民票上の住所大阪府羽曳野市はびきの４丁目17番35号
破産者　天翔こと　末盛　　裕
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部